

安来市人権施策推進基本方針 (第一次改定)



2020 (令和2) 年3月

安 来 市

目 次

第1章 総論

- I 基本方針改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- II 基本方針改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1 国際的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 2 国の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 3 県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 4 市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- III 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2 基本方針の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 各論

- I 人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1 学校教育等における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2 地域社会における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 3 家庭における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 4 企業等における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 5 特定職業従事者に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- II 人権課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 1 障がいのある人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 3 インターネット等による人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 4 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 5 女性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 6 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 7 様々な人権課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (外国人 患者及び感染者等
 - 性的少数者 自死問題 その他の人権)
- III 施策の推進
- 1 推進体制・基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 安来市人権施策推進基本方針の施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

資料編

- 世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 日本国憲法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律・ 40
- 部落差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 安来市の主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第1章 総論

I 基本方針改定の趣旨

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心を授けられており、お互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と呼びかけた「世界人権宣言」が、1948（昭和23）年の国際連合総会で採択されました。日本国憲法においても、その第11条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と基本的人権を保障し、第14条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とその平等性が明記されました。

「世界人権宣言」や日本国憲法の制定から70年余。この間、人権が尊重される世界の実現のため、国内外で様々な取組が行われて人権意識の向上が図られてきました。

しかしグローバル化の進む世界の中にあっても我が国においては、今なお非合理的な因習にこだわる意識等が根強く残っています。さらに、社会の複雑化、価値の多様化に伴い、女性・子ども・高齢者に対する暴行・虐待の深刻化やインターネットによる人権侵害情報の拡散、性的少数者や障がい者、外国人に対する配慮等、新たな人権課題も顕在化してきました。

今回、これまでの取組の成果や課題及び「平成29年度安来市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえるとともに、国内外及び市の法令・計画などの動き、新たな課題への対応を含め改定を行いました。

II 基本方針改定の背景

1 国際的な取組

2004（平成16）年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」の後継の取組として、「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年から開始することを採択し、その第1フェーズ行動計画（2005年～5年間）については「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取組が、第2フェーズ行動計画（2010年～5年間）においては、「高等教育並びに教育者、公務員等のための人権教育」に焦点をあてた取組が行われました。第3フェーズ行動計画（2015年～5年間）においては、「メディアと報道関係者に焦点をあてるとともに、初等・中等・高等教育などにおける、これまでの人権教育の取組を一層強化する」という取組も行われました。

2 国の取組

平成25年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的に定められました。

平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。この法律は、

国や県、市町村が教育や啓発を充実し、相談体制を整備することについて定めることにより、外国人に対する差別的言動の解消を目的に定められました。

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律は現在もなお部落差別が存在しており、部落差別の解消に関する基本理念とともに、国や県、市町村の責務を明らかにし、相談体制についての充実を図ることにより、部落差別のない社会を実現することを目的に定められました。

3 県の取組

2008(平成20)年の「島根県人権施策推進基本方針」を経て、2019(平成31)年3月、「共生の心」の醸成と「人権という普遍的文化」の創造を基本理念とした「基本方針」の第二次改定が策定されました。この改定では、県民一人ひとりに人権の意義や重要性を知らせると共に、相手の立場に立って理解・行動することができるような人権感覚を醸成することをめざし、その柱として「人権教育・啓発の積極的な推進」、「個別の人権課題における総合的・効果的な施策の推進」、「企業、NPO等の民間団体との連携・協働による取組の推進」が定められました。

4 市の取組

安来市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「島根県人権施策推進基本方針」を受け、2005(平成17)年に、「安来市人権施策推進基本方針」を策定し、人権行政を推進してきました。

また、同年「安来市人権・同和教育推進協議会」を設置し、現在では市内企業、教育・保育機関、地区交流センター、各種団体、行政等が連携して人権啓発に取り組む組織を形成しました。

その他「安来市男女共同参画計画」、「安来市子育て支援事業計画」、「安来市高齢者福祉計画」、「安来市教育大綱」、「安来市障がい者基本計画」等を策定し、人権尊重の構築に向けて具体的な施策を推進してきました。

III 基本理念

1 基本的な考え方

この「基本方針」は、一人ひとりの個性、違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の創造を理念とするものです。そして、市民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として身につくとともに、相手の立場に立って理解・行動する人権意識が十分身につくことにより、人権が尊重される社会の実現を目指すものです。

そのため、次のような人権に関わる取組を総合的に推進します。

- (1) 一人ひとりの個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めること。
- (2) 人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継い

でいかれるような「人権という普遍的な文化」を創造すること。

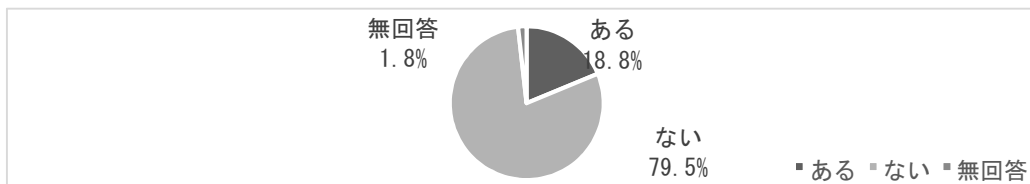
- (3) 全ての市民、地域や企業、団体、行政等が一体となって、連携・協働して人権意識の向上に取り組むこと。

2 基本方針の性格

この「基本方針」は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）の規定に基づき策定するものです。また本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を定め、その施策を推進するための行動計画であり、市の最上位計画である「第2次安来市総合計画」との整合性を保ち、諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

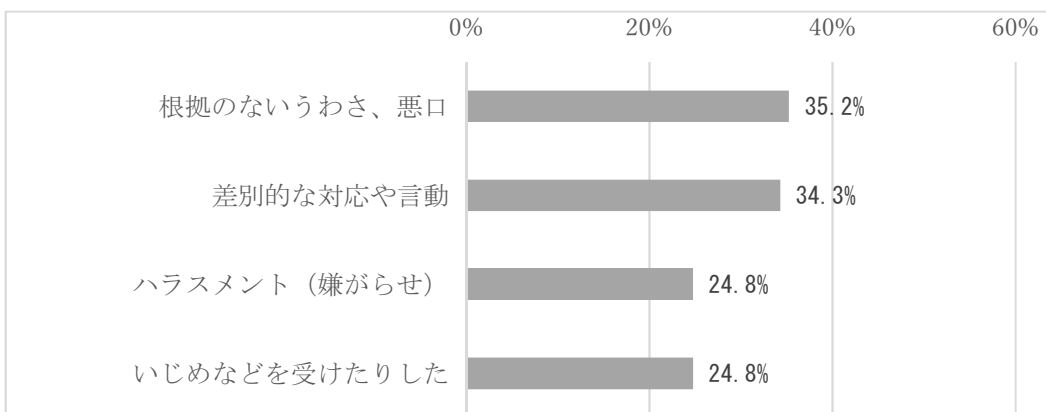
この「基本方針」は社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しをします。

過去5年間ぐらいの間に、日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じることがありましたか。



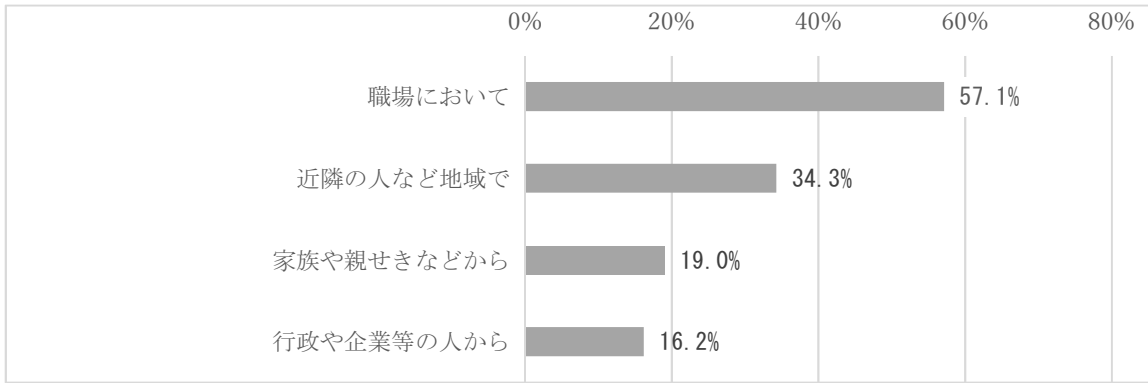
(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査 総数560人)

差別や人権侵害を受けたと感じたことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



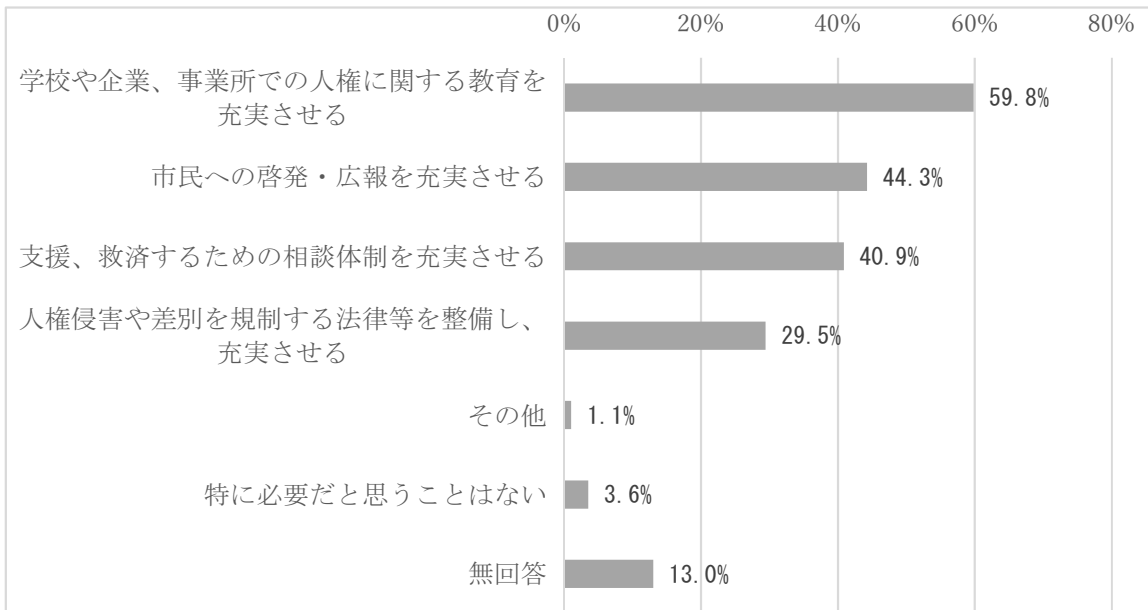
(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査 総数105人)

差別や人権侵害は、誰から（どこで）受けましたか。(〇はいくつでも)



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査 総数105人)

人権が尊重される社会を実現するために、行政の施策として、特にどのような取組が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査 総数560人)

第2章 各論

I 人権教育・啓発の推進

人権意識を高めていくためには、学校、家庭、職場、地域等あらゆる場を通じて教育・啓発が実施されることが重要です。市民一人ひとりの人権を尊重する意識が高まり、差別をなくす実践力が高められるよう、人権教育・啓発を進めていきます。

1 学校教育等における取組

幼児期においては遊びを中心とする生活の場で、一人ひとりの子どもの個性を十分に理解し、自尊感情を育む教育（保育）を行います。

小・中学校においては、教育活動全体を通じて計画的・組織的な人権教育に取り組みます。それぞれの学年に応じて、自らを律しつつ、他者を思いやる心と豊かな人間性を育み、「生きる力」を育成していきます。

(1) 学校等による人権教育の推進

保育所（園）、幼稚園、認定こども園等においては、差別を生まない人間関係づくりや豊かな人間性を育む保育活動を推進します。

学校における人権教育は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、人権尊重と共生社会への認識を深める教育の充実を図ります。

(2) 市学校人権・同和教育推進連絡協議会による人権教育の推進

市学校人権・同和教育推進連絡協議会を中心に、中学校ブロックごとの研修会や学校・幼稚園等独自の研修会の開催等により、計画的な人権教育を推進します。

2 地域社会における取組

安心して暮らせる地域社会とは、市民権と自由、そして誰からも危害を受けることのない安全が保障され、信頼感で結ばれたコミュニティがあり、自分の存在を確認し自信をもって生活できる社会のことです。しかし、近年は、核家族化や少子高齢化の進行などにより、地域社会での人間関係や連帯感、相互扶助の精神が希薄になってきました。このため、地域社会が共同体としての役割を果たすことができなくなってきました。これに関連して、児童虐待や子どもが巻き込まれる事件、高齢者を狙った犯罪等が多発するようになりました。一方、封建的な序列を重んじる慣習や不合理な迷信因習、家柄や血筋を重んじる意識等、従来からの人権に関わる問題も根強く残っています。

このような中、人権に関わる諸問題の解決を図っていくためには、安来市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自他の人権を十分に尊重した行動がとれるように、主体的な自己啓発や学習に取り組むことが求められます。安来市では、生涯教育の一環として、各地区交流センター等の社会教育施設、市民団体と連携して人権問題の学習機会の充実と啓発に努めます。

(1) 各地区交流センターにおける人権教育の推進

各地区交流センターは、地域の実態や生活に密着した課題解決に適切に対応することが求められています。地域住民による人権尊重のまちづくりの核として、各地区交流センターでの積極的な人権教育の推進を図ります。

(2) 市人権・同和教育推進協議会による人権教育の推進

市人権・同和教育推進協議会地域部会と連携・協力して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざした自主的な研修、啓発活動を推進していきます。

3 家庭における取組

教育基本法第10条に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせると共に、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とあるように、家庭は子どもにとって最初の、そして最大の教育の場です。親をはじめ身近な家族の言動は、偏見を持たず、差別をしない、許さないなどの正しい人権感覚をもった人となるための模範となります。また、子どもが家庭内で男女が協力して家事に当たる姿や、高齢者や障がいのある家族への思いやりの姿にふれることは、互いを尊重し助け合う人に成長する何よりの人権教育となります。

(1) 家庭教育に関する学習機会の充実

家族それぞれが所属する組織（企業、学校PTA、高齢者等、地区交流センター等）で、家庭教育に関する学習会や人権に関わる情報提供を行い、人権を尊重した主体的行動がとれるように支援します。

(2) 子育て世代への啓発の推進

虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）※₁等、家庭において様々な人権問題を解決していくため関係機関等と連携し、悩みを持つ親に対する相談業務などを通じて家庭の教育力向上支援に努めます。

4 企業等における取組

企業等は、従業員、消費者、取引先など地域の人々と深い関わりがあり、社会生活や文化に大きな影響力を持っています。その社会的責任（CSR）※₂や社会貢献の重要性を自覚し、公正な採用を促進するとともに、ハラスメント※₃のない働きやすい職場づくり、安心、安全なサービスや製品の提供、人権問題や環境問題への自主的、計画的、継続的な啓発活動が求められています。

(1) 企業等の自主的な職場内研修の推進

企業等において、自主的な職場内研修の取組が促進されるよう、情報提供、指導助言、講師派遣等を実施します。

(2) 市人権・同和教育推進協議会による人権教育の推進

市人権・同和教育推進協議会企業部会と連携・協力して、企業における様々な人権問題の解決をめざした研修、啓発活動を推進していきます。

5 特定職業従事者に対する取組

『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権に関わりの深い特定の職業に従事する者特定職業従事者」として教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係者、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者が規定されています。これらの職業従事者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を

高めるため、研修等を通じて人権教育の強化・充実に努めます。

(1) 市職員

市職員は、公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って職務にあたることが重要です。このため、自治研修所における研修及び安来市職員研修として、人権・同和問題を取り上げ、人権についての正しい認識と適切な対応が図れるようにします。また、地域においても研修会等に積極的に参加し、人権教育の推進者の役割を果たすことが求められています。

(2) その他の従事者

教育関係者、医療・福祉・保健関係者等、人権に関係の深い職業に従事するものに対しては、関係機関等と連携を密にしながらい層の人権研修の充実に努めます。

※₁ DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれた暴力。暴力には身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力が含まれる。

※₂ 社会的責任（CSR：コーポレート・ソーシャル・リスポンシビリティ）

法令遵守に加え、企業の自発的活動として、人権問題や環境保護活動などに取り組むことにより、社会的責任を果たしていくこと。

※₃ ハラスメント

他者に対する発言・行動が相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えたりすること。セクシャル・ハラスメント（性的発言・行動による嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（権力を利用した嫌がらせ）マタニティ・ハラスメント（妊娠、出産、産休に関わる嫌がらせ）などがある。

II 人権課題への対応

1 障がいのある人

2003（平成18）年国連において「障害者権利条約」が採択されました。この条約では、障がいのある人の基本的人権の享有を目的とし、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がいのある人の社会への参加の促進等、障がいのある人の権利実現を規定しています。この理念を踏まえ、我が国においては「障害者基本法」改正、「障害者虐待防止法」並びに「障害者総合支援法」・「障害者差別解消法」の制定「障害者の雇用促進法」改正と、法整備が進みました。

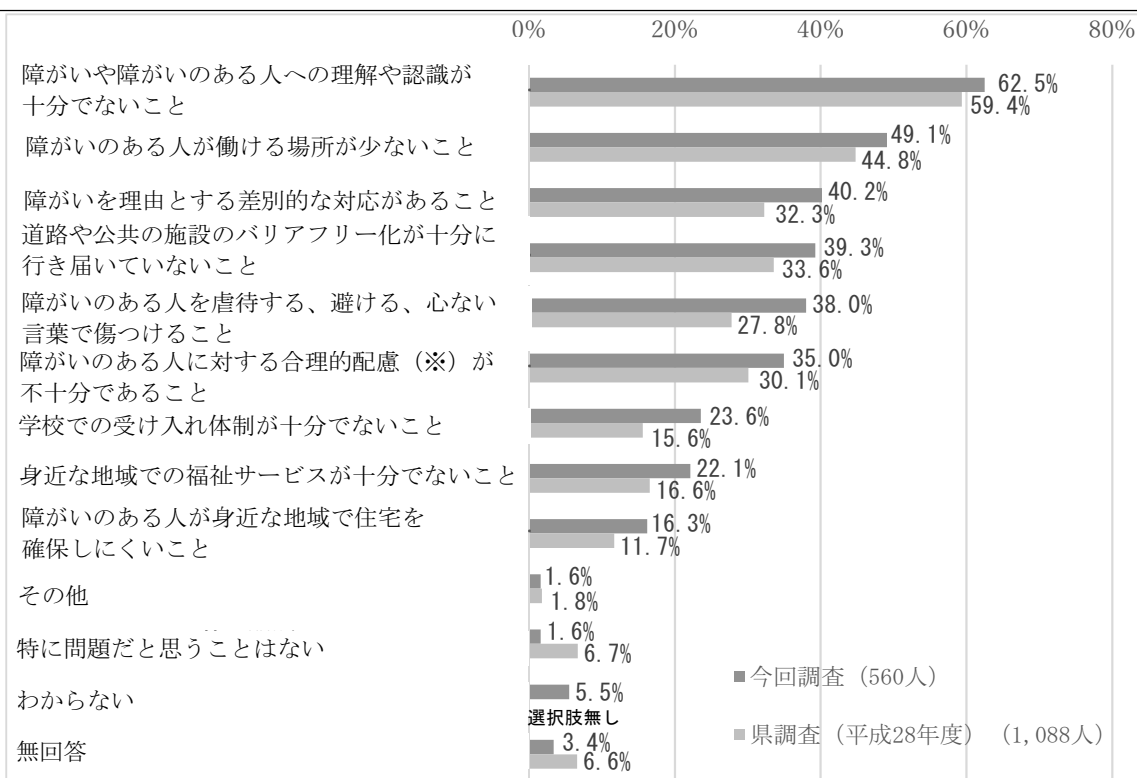
島根県においては、2013（平成25）年に「島根県障がい者基本計画」を策定し、障がい者施策の推進を図っていきました。

安来市においては、これらの新しい法律やこれまでの取組状況をふまえ、2015（平成27）年に策定した「安来市地域福祉計画（第2期計画）」のもと、新たに「安来市障がい者基本計画」を策定し、障がい者の支援等を推進しています。

一方、「安来市人権に関する市民意識調査（平成29年）」（以下「市民意識調査」という）において、「あなたは、現在どんな人権課題に関心を持っていますか。」の問いに対し「障がいのある人」との回答が50%と最も多い結果でした。また、「安来市障がい者施策に関する市民意識調査（平成29年）」でも、「障がいを理由に差別や偏見を感じる」と答えた人は44.7%で、前回調査の5年前より4.5ポイント上がりました。これらの結果から安来市において、障がいのある人への理解や配慮がま

だ十分とはいえない現状であると考えられます。

障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査)

(1) 障がいに対する理解・差別解消の推進

障がい者に対する差別を防止するために「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」の趣旨・目的を広く市民に知らせる啓発活動を継続的に行います。

障がい者関係団体や庁内関係課と連携しながら、障がいに関する正しい知識・理解を広げる活動に力を入れ、ノーマライゼーション※4構築のための啓発を行います。また、人権講座や広報活動、人権啓発イベントでのパネル展示等を行い、障がいのある人への理解を深める取組を行います。

(2) 就労支援の取組

一般就労、福祉的就労、障がい者インターンシップ事業など、働くことを望んでいる障がいのある人が、障がいの状況や能力に応じた就労がなされるように、市内事業所やハローワーク等と連携し支援を推進します。

(3) ひとにやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと生活するため、道路や公園等公共施設にユニバーサルデザイン※5を取り入れ、障がいのある人もない人も共に生きる心のバリアフリー※6を進めます。

※₄ ノーマライゼーション

障害を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

※₅ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況等、それぞれの人が持つ様々な違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方やその考えに基づいた様々な工夫。

※₆ バリアフリー

社会生活を営むうえで障害となるものを取り除き、自由に行動できる環境づくり。

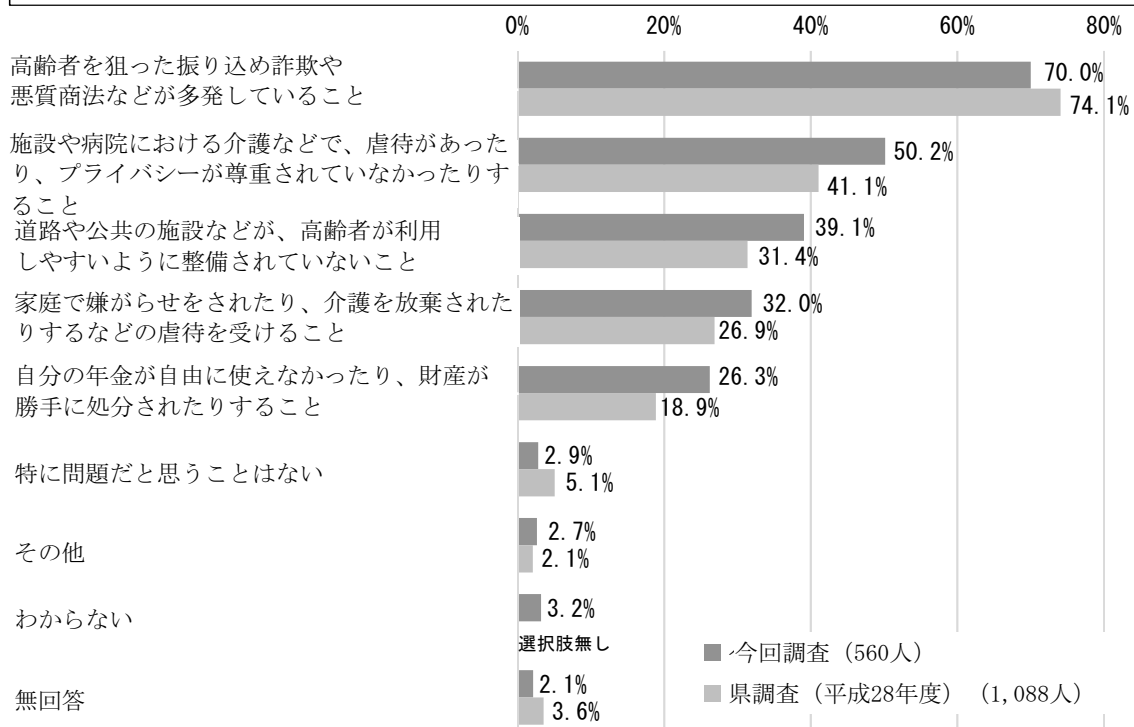
2 高齢者

安来市は、高齢化率※₇は36%で全国平均を上回っており、3人に1人が高齢者という状況になっています。さらに、75歳以上の後期高齢者の割合も、約19%で、5人に1人が後期高齢者という状況です。

平均寿命の上昇に伴い、長い高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとってもきわめて重要な課題となっています。さらに高齢者の生活様式や考え方等価値観も今後一層多様化すると考えられます。このことから、高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくることが求められています。

一方、認知症の高齢者や一人暮らし、高齢者のみの世帯の増加に伴い、虐待や悪質商法に対する相談件数も年々増加し、内容が複雑化しています。高齢期の様々な問題に対応するシステムづくりや相談・支援体制の充実も喫緊の課題です。

高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査)

(1) 福祉教育、啓発活動の推進

一人ひとりが心豊かで健やかに暮らせる社会を実現していくためには、福祉の心を育み、実践的態度の育成が大切です。学校においては、児童生徒に対して生命を尊重する心や他人を思いやる心を育成するとともに、参加・交流型のボランティア活動を進め、福祉教育を推進します。

また、社会福祉協議会と連権を図り高齢者の人権についての正しい知識の普及や、高齢者の権利擁護について啓発を推進します。

(2) 就労・社会参加の推進

高齢者が豊かな経験、技術、知識を生かし、生きがいとゆとりをもって社会参加ができるように、関係機関と連携しながら高齢者の就労の機会確保のための啓発を推進します。また、老人クラブの活動支援等自主的なグループ活動を支援推進します。

(3) 高齢者の尊厳を支える地域包括ケアシステム※₈の推進

「高齢者福祉計画」に基づき「地域包括ケアの深化・推進」や「認知症施策総合推進事業」、「地域ケア会議※₉の充実」に取り組み、高齢者の暮らしを地域全体で支える地域包括ケアシステムづくりを進めます。

高齢者虐待の防止・対策強化、成年後見制度や日常生活自立支援事業、家族介護者教室の実施など権利擁護サービスの拡大等、高齢者が安心して生活できる支援体制づくりを進めます。また、高齢者の消費者トラブル防止に対応し「安来市消費者教育推進計画」に基づき、関係機関と連携して取り組みます。

※₇ 高齢化率

65歳以上が総人口に占める割合

※₈ 地域包括ケアシステム。

介護、医療、予防、生活支援サービス、住まいの各サービスが切れ目なく提供される社会の実現をめざすシステム

※₉ 地域ケア会議

個別事例を取り上げ、多職種協働によるケアマネジメント支援や他地域のネットワークにどのようにつなげるか等を検討する会議。

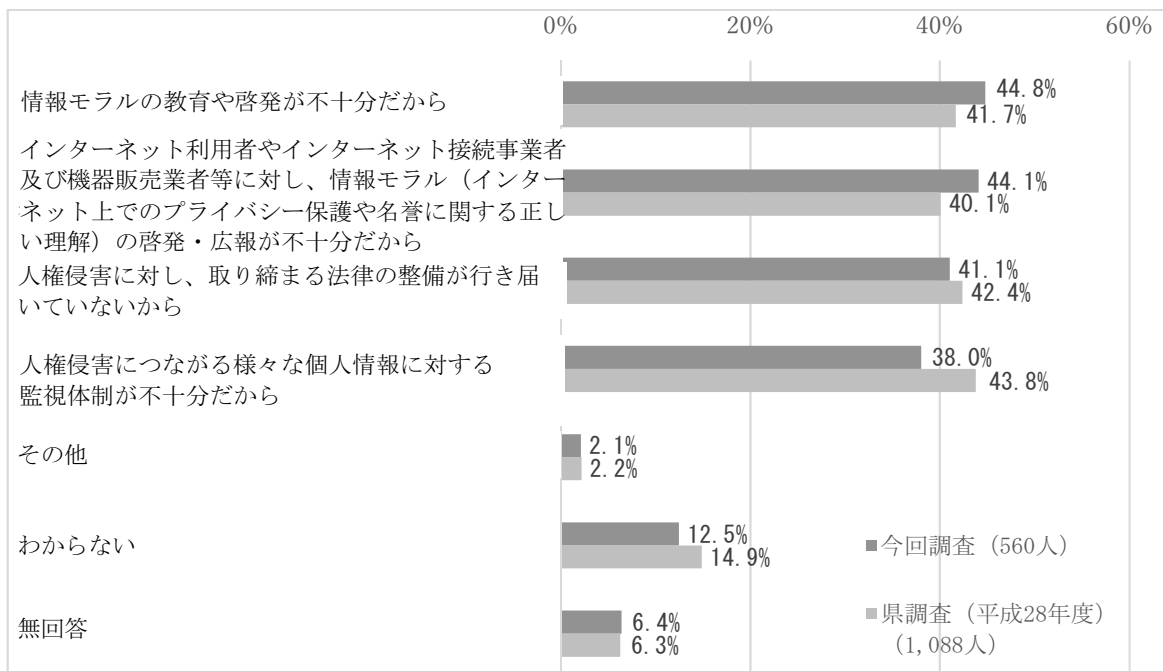
3 インターネット等による人権侵害

高度情報化に伴うインターネットの普及から、その匿名性、拡散の広域性、発信の容易さ、回収の困難さ等の特性を悪用した深刻な人権侵害が発生しています。子ども達においてもSNS※₁₀、交流サイト、インターネット異性紹介事業等を通じた「いじめ問題」「児童買春」等、健全育成を阻害する事件も発生しています。

国は、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を施行し、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。また、この法律に係るガイドライン等では、重大な人権侵害事案に関しては、法務省人権擁護機関が直接プロバイダ等へ書き込みの削除を行うようにするなど、被害者の迅速な救済と個人情報の適正な取り扱いの徹底に向けた法整備がなされました。

「市民意識調査」において「インターネットによる人権侵害が起こっている原因は何だと思いますか」の問いに対して、「情報モラル教育・啓発が不十分だから」「インターネット利用者やインターネット接続事業者及び機器販売業者等に対し、情報モラル^{※11}の啓発・広報が不十分だから」「人権侵害に対し、取り締まる法律の整備が行き届いていないから」「人権侵害につながる様々な個人情報に関する監視体制が不十分だから」の回答がいずれも4割を越える結果でした。インターネットによる人権侵害への問題意識は高く、今後も発生防止・早期発見・拡大防止の取り組みを進める必要があります。

インターネットによる人権侵害が起こっている原因は何だと思いますか。(〇はいくつでも)



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査)

(1) 正しい知識の普及・啓発

市民一人ひとりが、人権擁護の視点に立った正しい知識を身に着け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、家庭、学校や職場、地域等で様々な「情報モラル教育」を実施すると共に、研修会・講演会を開催し啓発を推進します。

(2) 情報モラルの啓発

インターネットの利便性を享受するだけでなく他者及び自分の人権を守ることや適切な情報セキュリティ対策をとること等、情報モラルの啓発に努めます。

※10 SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス)

インターネット上で人と人の繋がりを構築するサービス。

※11 情報モラル

情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指す。

4 子ども

国連は、1989（平成元）年の総会で「子どもの権利条約」を採択し、子どもの尊厳や生存、保護、発達や自由を保障するため、親をはじめ社会全体で取り組むことを呼びかけています。

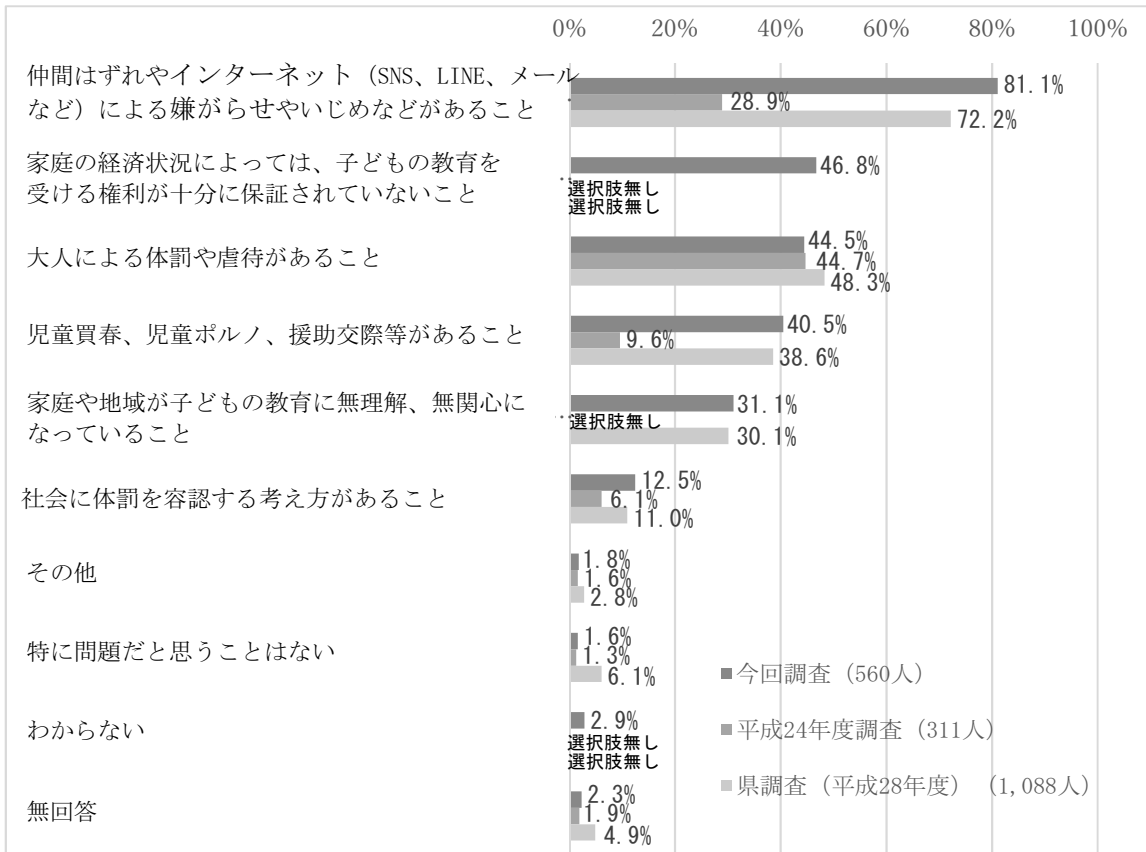
国内においては、2000（平成12）年に「児童虐待の防止に関する法律」が、2013（平成25）年には「いじめ防止対策推進法」が制定され、虐待やいじめの防止の取組が一層推進されることになりました。

島根県教育委員会では2014年に「島根県いじめ防止基本方針」を策定し、これに基づき安来市や各学校で「いじめ防止基本方針」が定められ、対策が総合的に推進されています。

また、社会的に貧富の差が拡大する中で、子どもの貧困が課題となっています。島根県では2015（平成27）年に「島根県子どものセーフティネット推進計画」が策定されました。

いじめや体罰など子どもの人権を侵害する事案や、不登校、ひきこもり、インターネットによる誹謗中傷などの諸問題が依然として起きています。その解決には、学校、家庭、地域、関係諸団体が連携したきめ細かな対応が必要とされる一方で、家庭や地域の教育力の低下が危惧されています。

子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇はいくつでも）



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査)

(1) いじめ問題・不登校・児童虐待等への取組の推進

いじめは重大な人権課題であり、小・中学校では、人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据えて家庭、地域、関係機関との連携を密にし、問題行動の未然防止に努めます。

不登校の子どもに対しては、多様な学習活動の実情を踏まえ、安来市教育支援センター（あすなろ）等と連携した組織的支援を進めていきます。

安来市要保護児童対策協議会を中心に、児童相談所、保健、福祉、教育などの関係機関とのネットワークの中で情報共有を行い、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むとともに、要保護児童等の適切な保護や支援を行います。

(2) 子どもの貧困対策への取組の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困に直面する子どもに気づき、必要な支援が届くよう就学支援制度等の支援体制を整備し、取組を推進します。

(3) 健全育成に向けての取組

インターネットやSNSにより、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など様々な問題が発生しています。情報モラル教育、メディア教育を進めるとともに、青少年健全育成協議会、学校警察連絡協議会と密接な連携を図りながら、健全育成の取組を進めていきます。

5 女性

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、我が国は、「女子に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」と規定した国連「女子差別撤廃条約」を1985（昭和60）年に批准し、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」を制定しました。この法律により男性も女性も個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会を保障することが定められました。さらに、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法律が制定され男性と女性が互いの個性と能力を発揮できるための法的整備がなされました。

その後、少子高齢化社会の進展に伴い女性活躍社会の実現を目指し、2015（平成27）年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が策定されました。

また、男女間の暴力等の問題に関しては、国において2001（平成13）年「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されました。

島根県においても「島根県男女共同参画計画」を策定すると共に、男女共同参画センター「あすてらす」を拠点として啓発活動や情報提供、地域リーダーの養成事業を行ってきました。

安来市においては、2004（平成16）年「安来市男女共同参画計画」の策定と二度の改定、2014（平成26）年には「安来市男女共同参画推進条例」を策定し、家庭・地域・職場・学校での男女共同参画のまちづくりを進めてきました。

「市民意識調査」では、「男女に平等でない慣習が残っていること」が51%、「固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭）などがあること」が49%、「職場にお

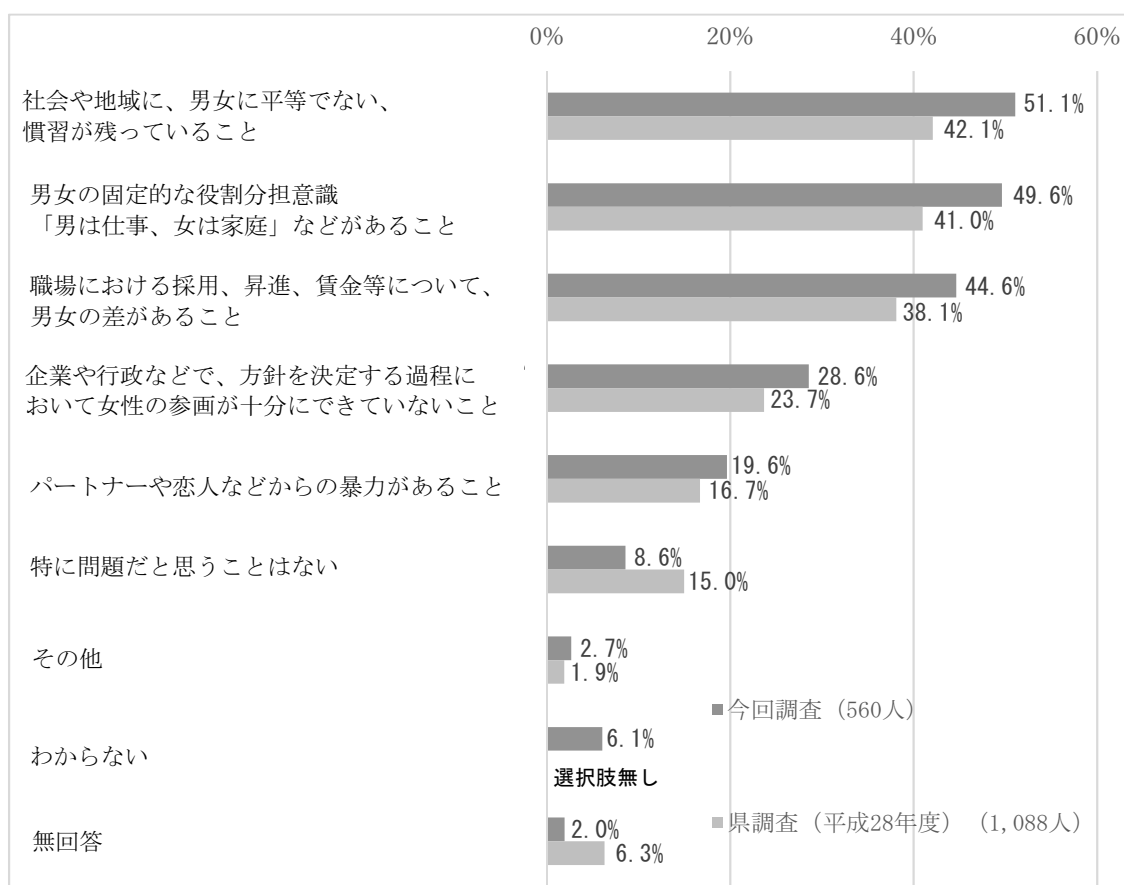
ける採用、昇進、賃金等に差があること」が44%と高く、県に比べて安来市の方が不平等と認める人が多いという結果でした。また、「パートナーや恋人などからの暴力があること」と答えた人は約20%に上りました。

一方、安来市における政策方針決定の場（市の審議会等）への女性の参画率は、2019（平成31）年では19.1%で、県内平均を下回っている状態です。

これらの状況から、安来市における女性の人権に対する意識は、固定的な役割分担意識が根強く、育児・家事・介護などにおける女性の負担感や不平等感は依然として解消されていないといえます。また、このことは女性の社会参画の阻害要因ともなっていると考えられます。

また、長時間労働をはじめとする男性中心の働き方を前提とする慣行を是正し、男女の働き方、暮らし方、意識を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが求められています。

女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇はいくつでも）



（平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査）

（1）男女共同参画社会への意識づくり

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への正しい意識を促す教育・啓発活動を積極的に行います。子育て世代や高齢者を対象とした出前講座や人権イベントでのパネル展示、広報誌への記載等を実施します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

企業、地域、団体に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進とハラスメント防止についての啓発活動を積極的に行います。また、「安来市子ども・子育て支援事業計画」に策定された育児休業制度の定着・促進や保育サービス及び放課後児童クラブ等の充実を安来市と企業や事業所が連携して行います。

(3) あらゆる分野における女性の参画推進

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、担当課との連携・理解を図っていきます。

市における審議会等への女性の参画40%を目指すと共に、女性職員の管理職登用に努めます。

6 同和問題

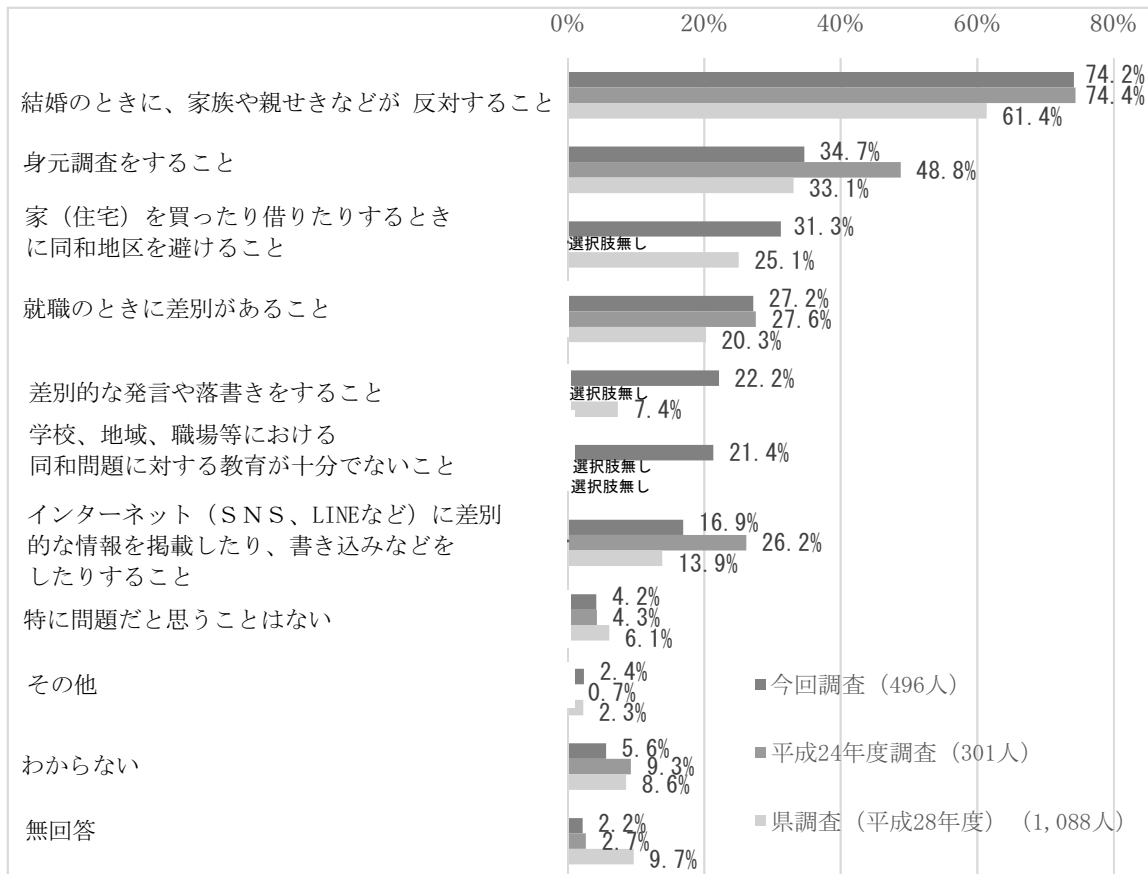
1965（昭和40）年、「同和対策審議会答申」では同和問題は「日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である」と示され、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」として位置づけられました。これに基づき、1969（昭和44）年に「同和対策特別措置法」が施行され、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権問題への取組などの施策が33年間行われました。生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備については着実に成果を上げてきましたが、同和問題に対する理解と認識は十分とはいえず、部落差別の解消は課題として残されました。

このため、2016（平成28）年には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、国や地方公共団体において、差別解消のための施策の実施、相談体制の充実を図ること、教育・啓発を行うこと、部落差別の実態に係る調査を実施することなどが定められました。

安来市では、差別意識を解消するための研修・啓発、同和地区における隣保館の活動などの対策を講じてきました。また、安来市人権・同和教育推進協議会等関係諸団体においても啓発活動に取り組んでいます。

しかし、「市民意識調査」において、依然として結婚に際しての差別意識が社会の中に根深く存在していること、同和問題の解決に向けて努力すべきだとする人の割合が減少し、成り行きに任せるとする人の割合が増加していること等、この問題への関心の低下も心配されます。また、インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みなどの事象が後を絶たない状況もあります。このため、より一層同和問題解決に対する理解と認識を深める研修・啓発が必要となっています。

同和問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査)

(1) 差別意識の解消に向けた啓発の推進

学校教育においては、一人ひとりの学びを保障し、将来を切り開いていく力を育むという進路保障の理念に基づいた、教育活動の充実に努めます。

社会教育においては、同和問題についての正しい理解を深め、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むよう研修内容等の工夫に努め各種団体、地域交流センター等との連携を深めながら推進していきます。

啓発においては、安来市人権啓発イベント等において効果的な啓発に取り組むとともに啓発広報や講演会等の開催などを行います。

(2) 隣保館活動の充実

隣保館は福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となることを目指し、地区住民のニーズを的確に把握し、その生活課題に応じて各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業などが総合的に推進できるよう支援します。

(3) 就労対策の推進

就職に関する差別をなくすため、企業や団体等に対して、公正な採用選考を阻害する身元調査、面接時における不適切な質問及び書類要請など就職差別につながる行為をしないよう引き続き啓発に努めます。

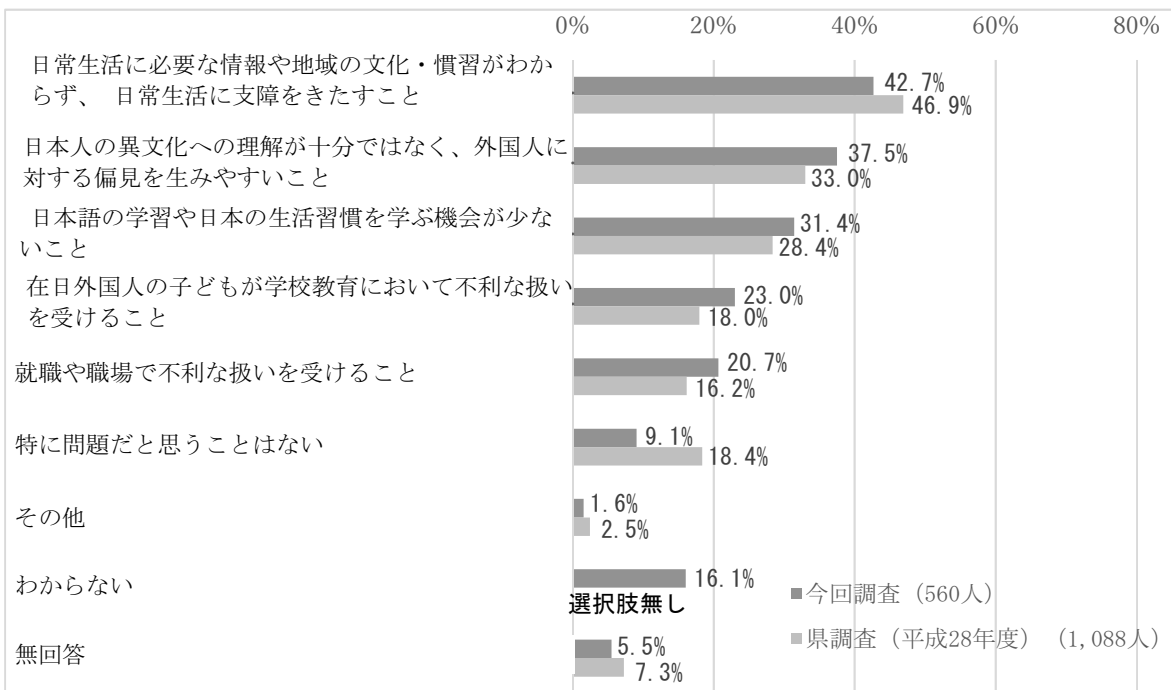
7 様々な人権課題

(1) 外国人

安来市においては、観光客として訪れる外国人は市の人口と並ぶ3万数千人、外国人住民は270人（2018年末）で増加傾向にあります。また、災害時の多言語情報、ごみ収集関連情報の外国語表記等、外国人が住みやすい安来市づくりの取組は始まっていますが、なお一層の外国語による生活情報の発信や相談機関設置、通訳制度の周知など進める必要があります。

「市民意識調査」においては、「日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。」に対して、「日常生活に必要な情報や地域の文化・習慣がわからず日常生活に支障をきたすこと」が42%、「日本人の異文化への理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」が37%と問題を感じている人が多い現状でした。

外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査)

・外国人住民の人権を尊重する啓発の推進

学校・家庭・地域・職場において、外国人住民に対する正しい理解を促し、偏見や差別の解消を推進します。

また、関係機関と連携して、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報の適切な提供を行うように支援し、外国人住民が地域の中で安全・安心に快適に暮らせる多文化共生のまちづくりに取り組みます。

(2) 患者及び感染者等

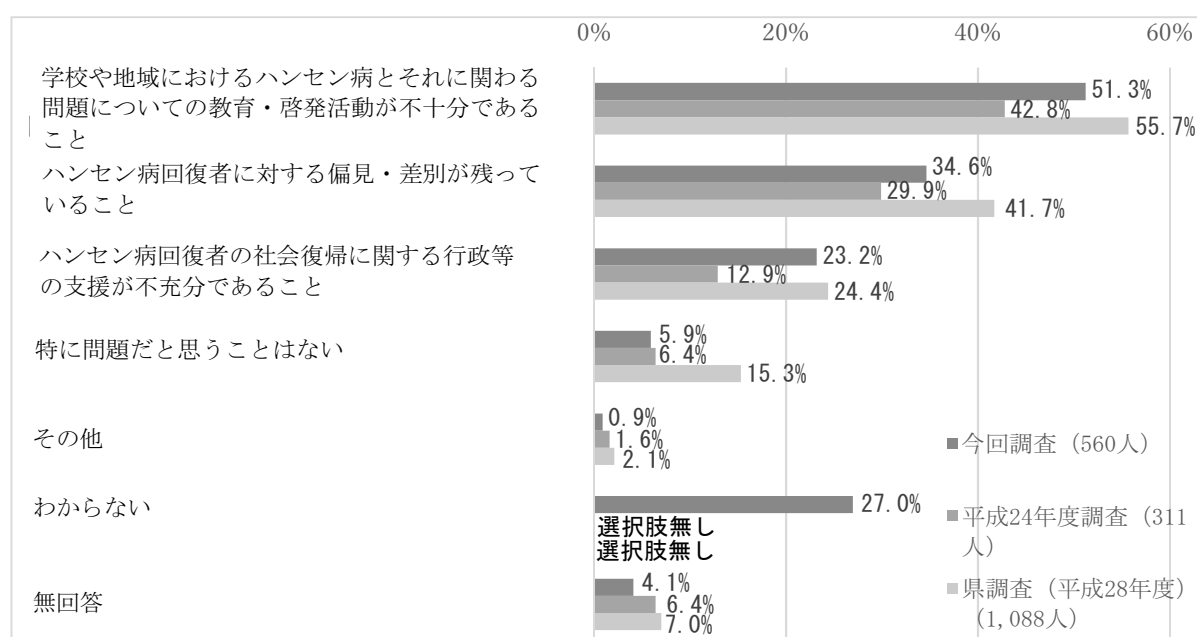
ハンセン病※₁₂やH I V※₁₃感染症等の感染症や難病※₁₄に対して、正しい知識と理解が十分でない状況にあり、患者及び感染者等への偏見や差別意識が生まれ、様々な人権問題が生じています。

ハンセン病は極めて感染力が弱く遺伝もせず完治可能な病気になったにもかかわらず、「らい予防法」により強制隔離政策が続けられ、本人はもとより家族親せきも長年、差別や偏見に苦しめられてきました。1996（平成8）年に「らい予防法」は廃止され、ハンセン病への偏見や差別の解消、療養所の入所者や退所者支援を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が2008（平成20）年に施行されたことによって差別・偏見解消に向け大きく前進しました。

また、H I V感染者やエイズ患者（以下「H I V感染者等」という。）については、医療の拒否、病気を理由とした解雇等人権への配慮を欠いた対応が問題になっています。さらに、2015（平成27）年に施行された「難病患者に対する医療等に関する法律」では、国及び地方公共団体に難病に関する正しい知識の普及と難病患者の社会参加の機会を確保、地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生施策を講ずることを求めています。

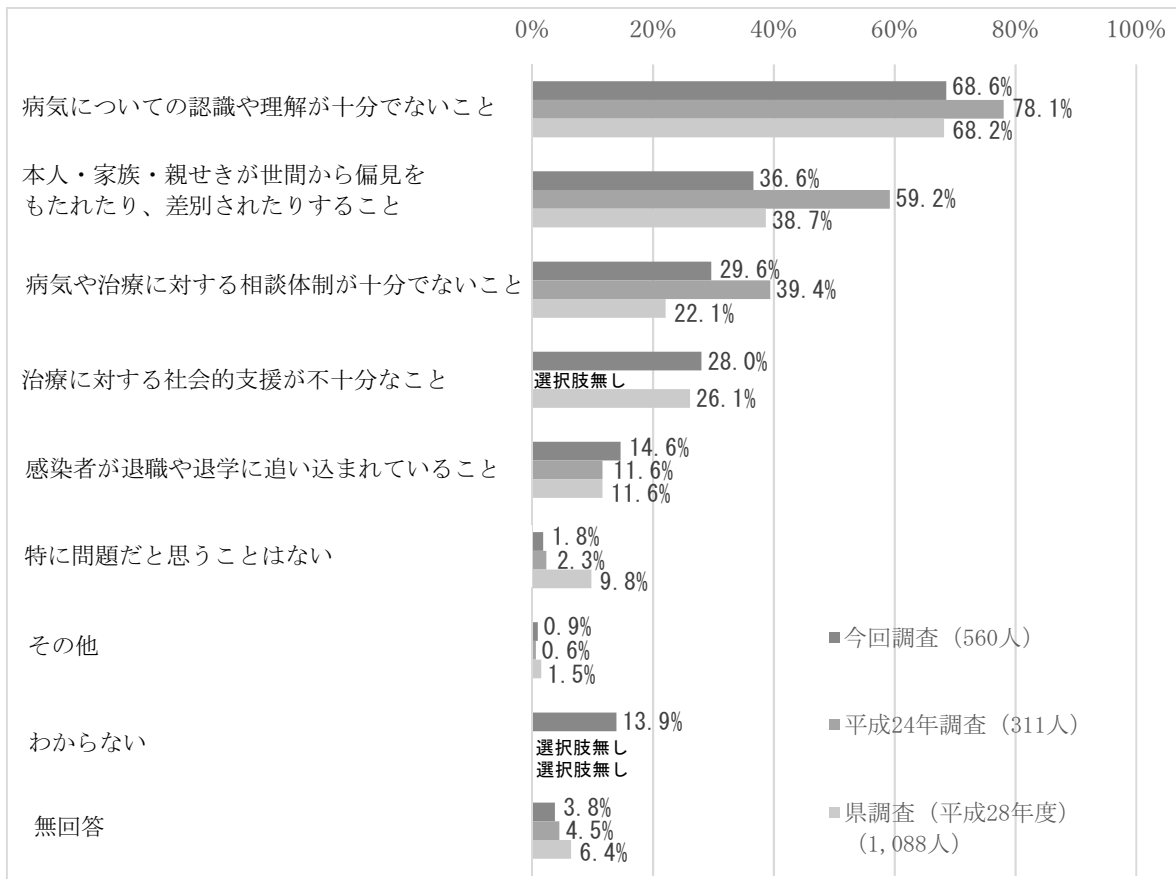
「市民意識調査」においては、「ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。」に対して、「学校や地域におけるハンセン病とそれに関わる問題についての教育・啓発活動が不十分であること」が51%、「H I V（エイズの原因のウイルス）感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。」に対しては「病気についての認識や理解が十分でないこと」が68%と多く、教育・啓発に寄せる期待が高いことがわかりました。

ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。（〇はいくつでも）



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査)

H I V（エイズの原因ウイルス）感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。（〇はいくつでも）



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査)

・ハンセン病やH I V感染者等に関する正しい知識の啓発の推進

感染症患者等の人権を重視し、感染症等に関する正しい知識の普及や情報提供に努め、誤解や偏見・差別意識の解消を図ります。特に、若い世代に対しては、学校等と連携した啓発事業を進め、H I V感染症等についての正しい知識や予防等の教育・啓発を進めます。

※12ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症。今日では治療法が確立しており、早期発見・早期治療により比較的容易に完治する。

※13H I V

ヒト免疫不全ウイルス。後天性免疫不全症候群（AIDS：エイズ）の原因となるウイルス感染者。

※14難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

(3) 性的少数者

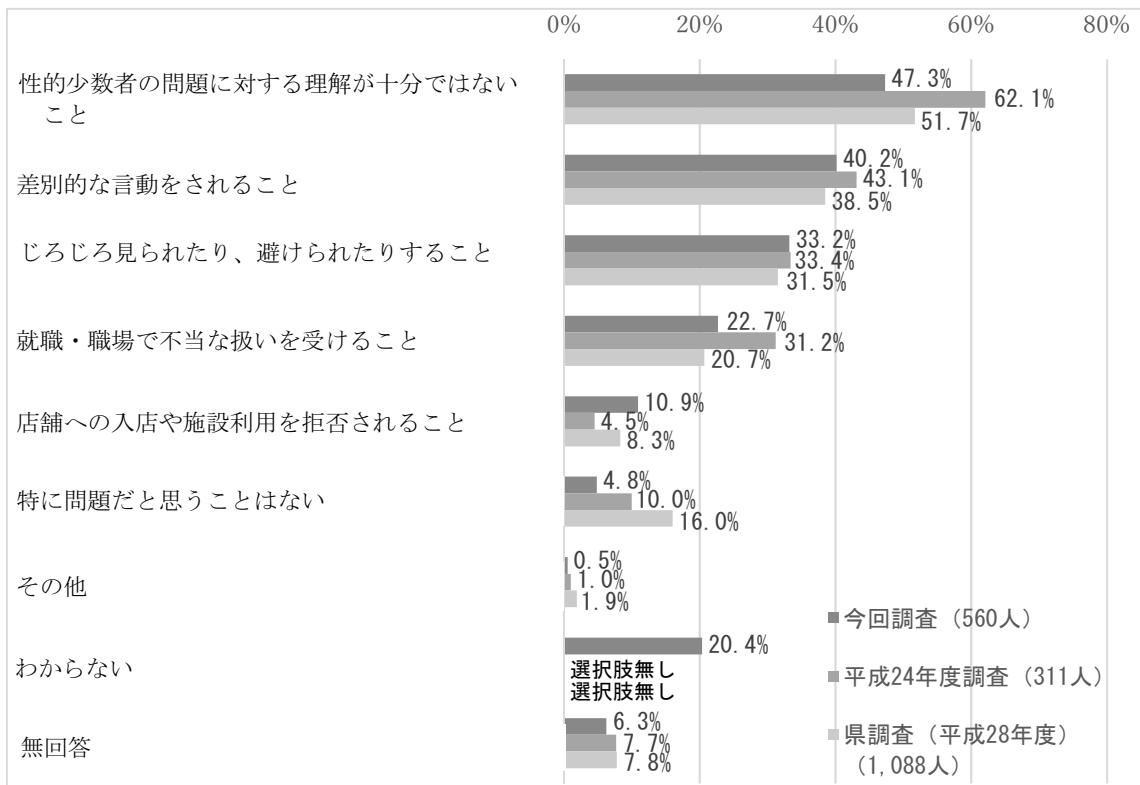
「性的指向」は、人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念です。性の指向は多様ですが、恋愛・性愛の対象として同性や両性に対して愛情をいだく人は、偏見や差別の対象となることがあります。

「性自認」は自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で心の性とも言います。多くの方は生物学的な身体の性と、性自認・心の性が一致しています。しかし、身体と心の性が一致せず違和感を持つ人もいます。

このような性的指向や性自認に関わるLGBT※15等の当事者は、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中では、周囲の理解が不足しているため、偏見や差別のまなざしで見られいじめや差別の対象になる等様々な問題が発生しています。

性同一性障害は、身体の性と心の性に食い違いが生じた状態のことをいい、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類の中に位置づけられている診断名です。我が国においては、1997（平成9）年に「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」が策定され医学的治療の対象となりました。さらに、2004（平成16）年には「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」※16が施行され、性別の変更も認められるようになりましたが、性別変更の条件として適合手術を終えていること等容易ではない状況にあります。

性的少数者（同性愛者、性同一性障がいなど）の人権について、特にどんなことが問題だと思いますか。（〇はいくつでも）



(平成29年度 安来市人権に関する市民意識調査)

・LGBT等の理解の促進

LGBT等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを考慮し、正しい理解と認識を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に取り組めます。

特に学校において、LGBT等についての教職員の正しい理解と対応を促します。また、児童生徒が多様性を認め他者を思いやる気持ちを育てる人権教育を推進します。

※15 LGBT

下記の頭文字をとって組み合わせたもの

L：女性の同性愛者（Lesbian レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual バイセクシャル）

T：体と心の性が一致していないため身体に違和感をもったり心の性と一致する性別で
生きたいと望む人（Transgender トランスジェンダー）

※16 性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律

性同一性障害者に関する法令上の性別の特例について定めた法律。同一性障害者で、次の5要件をすべて満たした場合は家庭裁判所に性別審判を請求することができる。

①20歳以上であること ②現に婚姻していないこと ③現に未成年の子がいないこと ④生殖腺がないことまたは生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

（4）自死問題

自死は、その多くが心理的に追い込まれた末の死であり、その背景には、心の健康問題だけではなく、仕事や家庭、生活困窮やいじめなど様々な要因が関係しています。2006（平成18）年には「自殺対策基本法」が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自死が「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自死対策を推進していますが、依然として自死者数は毎年2万人を超えている現状があります。

また、残された自死遺族は、大切な家族を亡くした精神的苦痛だけではなく、周囲からの差別的な言動や対応により、社会から孤立して日常生活が困難となっている実態があります。

本市では、自死対策を総合的かつ効果的に推進するため、「安来市自死対策計画」を策定し、関係機関との連携強化、自死対策を支える人材の育成、相談体制の整備、自死に対する誤った知識や偏見を払しょくするための啓発活動に取り組めます。

（5）その他の人権

その他この「基本方針」に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題に対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

III 施策の推進

1 推進体制・基本方針の見直し

この「基本方針」の推進にあたっては、人権課題の所管部署はもとより、全庁的な推進体制を構築し、市政のあらゆる分野で人権教育及び啓発に取り組めます。

安来市人権・同和教育推進協議会をはじめ、様々な推進組織との連携・協力のもと、全ての人の基本的人権を尊重する社会の構築をめざします。

また、「人権に関する市民意識調査」を5年ごとに実施し、取組の成果を調査・分析します。人権問題を取り巻く国際的動向や我が国の状況、社会環境の変化に対応するため、必要に応じて「基本方針」の見直しを行います。

2 関係機関との連携

「基本方針」に基づく人権教育、啓発の果的推進を図るため、国、県、市の役割分担を踏まえ、緊密な連携と協力のもとに取り組みます。

松江地方法務局、県、市で構成する「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」での連携に取り組むと共に、人権問題の解決をめざす団体やボランティア組織、自主的な活動グループ等への支援を行い、人権教育・啓発の効果的な推進を図ります。

また、地域を構成する学校、PTA、関係機関、団体、企業等がそれぞれの役割に応じて協力連携して、人権教育・啓発活動の取組を進めていきます。

安来市人権施策推進基本方針の施策体系図



資料編

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、

非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力

及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日 本 国 憲 法 (抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、

現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年法律第65号

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2 第9条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律

平成28年法律第68号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏えて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

安来市の主な取組

年 度	事 項
平成 16(2004)年度	安来市・広瀬町・伯太町の合併 安来市男女共同参画計画策定 安来市個人情報保護条例施行
平成 17(2005)年度	安来市人権施策推進基本方針策定 安来市人権・同和教育推進協議会設置
平成 18(2006)年度	安来市高齢者虐待防止対策協議会設置 安来市要保護児童対策協議会設置
平成 19(2007)年度	人権に関する市民意識調査
平成 20(2008)年度	第1回安来市人権フェスティバル「つなげて未来や」 以降毎年度開催
平成 21(2009)年度	地区人権・同和教育推進協議会設立 第2次安来市男女共同参画計画策定
平成 23(2011)年度	安来市教育支援センター(あすなろ)設置
平成 24(2012)年度	人権に関する市民意識調査実施
平成 25(2013)年度	安来市消費者行政審議会設置
平成 26(2014)年度	安来市男女共同参画推進条例策定 安来市男女共同参画推進委員会設置
平成 27(2015)年度	第3次安来市男女共同参画計画策定
平成 28(2016)年度	安来市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例策定 安来市生活困窮者自立支援事業実施要綱策定
平成 29(2017)年度	人権に関する市民意識調査実施
令和元(2019)年度	安来市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱策定 安来市人権施策推進基本方針第一次改定 安来市消費者教育推進計画策定 第4次安来市男女共同参画計画策定



安来市人権施策推進課基本方針
(第一次改定)

発行 島根県安来市
編集 市民生活部人権施策推進課
〒692-8686
島根県安来市安来町 878-2
電話：0854-23-3095